ベトナムハノイ市における「安全野菜」の生産と流通

――制度的課題と民間企業の動き――

研究員　山田祐樹久

〔要　　旨〕

ベトナム，特に首都ハノイ市では消費者の所得上昇のもと食の安全志向が高まっており，「安全野菜」という政府が定める一定の基準を満たす野菜が注目を浴びている。しかし，安全野菜として販売される野菜についても産地偽装などの問題が報じられている。

その背景には，安全野菜にかかる制度的課題が挙げられる。安全野菜の基準は不明瞭であるとともに，その普及を担う行政組織や合作社のスタッフの基準遵守への意識は概して低い。また，生産主体である農家は必ずしも安全野菜経営に主体的に参入しておらず，品質維持へのコミットメントも弱いケースがみられる。

こうした課題を政府は認識しており，民間企業の取組みに期待を寄せている。実際，民間企業による安全野菜生産への参入が進みつつあるが，農地の零細性や地価高騰といった障壁もある。民間企業と行政，合作社がいかに連携していくかが，安全野菜のサプライチェーンの改善を考えるうえで新たな論点となろう。

目　次

はじめに
1　紅河デルタ農業の概要と制度・組織
(1)　紅河デルタの地理的特徴
(2)　体制移行と農業発展
(3)　合作社の機能と役割
(4)　零細均等な土地使用権構造
(5)　自給的稲作を基軸とした農家経済
2　安全野菜とは
(1)　安全野菜の基準
(2)　安全野菜にかかる認証とその取得手続
(3)　安全野菜に類するその他の認証
(4)　安全野菜の政策的位置づけ
3　消費者の食品購入行動
――安全志向は高まるも認証には懐疑的――
(1)　食における安全志向の高まり
(2)　所得水準と食品購入の関係
(3)　認証に対する消費者の不信感
4　安全野菜生産の課題と要因
(1)　行政主導による安全野菜生産の普及
(2)　行政組織や合作社の人的資源不足
(3)　個別農家のモチベーション問題
5　民間企業による農業参入の活発化
6　低農薬・有機栽培に参入した民間企業の事例
――(株)Soi Bien Trung Thucの取組み――
(1)　農業参入の経緯
(2)　農場経営の概要
(3)　店舗とインターネットによる販売
(4)　消費者からの信頼向上に向けた取組み
(5)　課題は農場の新規開拓
(6)　事例のまとめ
おわりに

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

はじめに

農業・食品分野における日本と東南アジア諸国の関係は年々深まっている。特にベトナムは，日本からの農業法人の進出先や農畜水産物の輸出先として脚光を浴びている。ベトナムでは高度成長のなかで安全・安心な食へのニーズが高まっており，日本食ブランドの市場が拡大していることが要因と言えよう。

では，ベトナム国内の農業生産・流通においては，食の高度化のもと，どのような変化が生じているのだろうか。近年,「安全野菜」と呼ばれる政府の定めた基準を満たす野菜が注目を集めている。その背景には，相次ぐ残留農薬による食中毒など食品衛生の問題を受け，都市部の高所得者層や若年層を中心に安全な食品へのニーズが高まっていることが挙げられる。また，生産者サイドにとっても，安全野菜生産への参入は，農業経営の改善の手段となり得る。しかし，安全野菜についても，基準を超える残留農薬の検出や産地偽装などが報道されており，消費者は「本当に安全な野菜」を選ぶことに難儀するという状況が生じている。

このような安全野菜に関する課題を指摘した研究は多く，それらの分析の主たる対象は，安全野菜に関する制度や行政，また，その普及において中心的な役割を担う合作社であった。しかし近年，農業生産部門においても民間企業の存在感が増しており，安全野菜の生産・流通面への関わりを強める民間企業も現れ始めている。こうした民間企業の動きは今後，ベトナムにおける高付加価値農産物のサプライチェーンに変化をもたらす契機となる可能性がある。

そこで本稿は，民間企業の動きも踏まえつつ，近年における安全野菜のサプライチェーンの動向を整理する。具体的には，安全野菜の生産・流通における特徴や課題を述べたうえで，低農薬・有機栽培に参入した民間企業の取組みを事例として取り上げる。なお，本稿で対象とする地域は，野菜の生産と消費が活発である首都ハノイ市である。

1　紅河デルタ農業の概要と制度・組織

安全野菜に関する議論に入る前に，ハノイ市を抱える紅河デルタの農業について概要を述べる。特に，紅河デルタにおいて特徴的である農地資源の狭小性や合作社の活動といった，安全野菜生産に深く関連するポイントに焦点を当てる。

(1)　紅河デルタの地理的特徴

ベトナムの国土は南北に約1,650kmと長く，デルタや山岳地域，沿岸地域など多様な地理環境を擁する。ここで注目する紅河デルタは北部に位置し，南部のメコンデルタに次ぐベトナムの主要穀倉地帯である（第1図）。

紅河は中国雲南省を源流とし，ハノイ市を経由してトンキン湾に注ぎ込む。紅河デ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

第1図　ベトナム地図

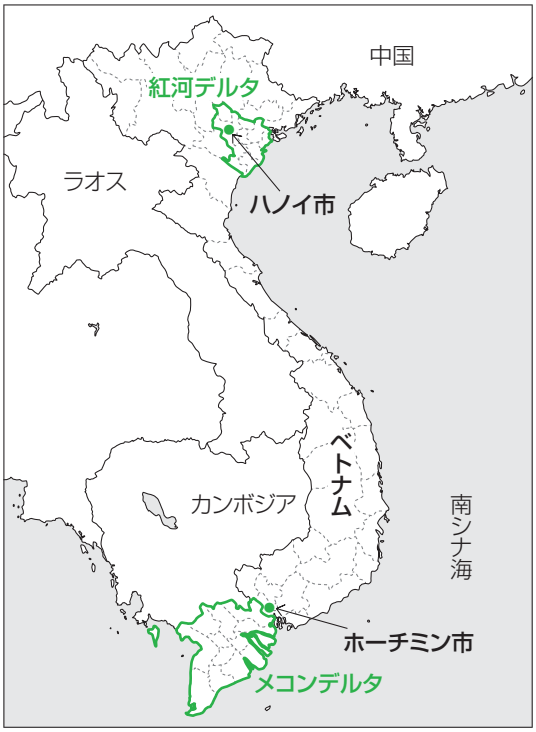

資料　筆者作成

ルタには２市８省が位置し，その面積は約2.1万k㎡と国土面積の6.4%にあたる。対して人口は2,111万人と全国人口の22.8%を占めており，人口稠密（ちゅうみつ）地帯となっている。

高い人口密度には土地生産力の高さだけでなく，デルタの開拓史の古さも関係している。メコンデルタを含む東南アジアの大規模デルタの開拓が本格的に進んだのは19世紀であるが，紅河デルタについては15世紀の時点で既に多くの地域で開拓が完了していたようである(注1)。紅河デルタ村落は長い歴史を通じて農業の集約化を図りつつ，人口圧力に対応してきたことが，原（2015）などで指摘されている。

（注１）紅河デルタの例外的に古い開拓史について分析した研究は多く，桜井（1989）などが挙げられる。

(2)　体制移行と農業発展

紅河デルタの農村制度や組織を捉えるには，50年代から80年代にかけての集団農業体制と，それ以降の自由化の流れをおさえる必要がある。

1945年９月，ベトナム民主共和国（以下「北ベトナム」という）の独立宣言により，北緯17度を境とする南北分断時代に入る。北ベトナムは社会主義化を進めるため，54年に土地改革を行い，直後に農業集団化を開始した。その際，集団化の執行組織として機能したのが合作社である。集団農業体制下では，村ごとに合作社が設置され(注2)，労働力や生産資材，さらに土地までもが共有化（集団化）されるとともに，村における生産と分配は合作社により計画された。

しかし，集団農業体制は，結果的に農家の生産意欲を削ぐこととなり(注3)，とりわけ75年のベトナム戦争終結後は合作社の求心力低下が顕在化した。こうした状況を受けて政府は80年代を通じ，農家に対し，余剰生産分にかかる自由裁量を段階的に与えた。特に重要な転機となったのは，88年の共産党政治局10号決議（以下「10号決議」という）であり，それまで合作社単位で使用されてきた土地が農家に分配され，経営主体は実質的に個別農家へと移行した。この制度変更は農家の生産意欲を刺激し，後の飛躍的な農業発展を惹起（じゃっき）(注4)した。

（注２）集団化当初，合作社の範囲は集落単位であったが，後に行政村単位へと拡大した。

（注３）農家の生産意欲を削いだ要因や当時の農業の停滞については岡江（2007）が詳しい。

（注４）80年代以降の米の単収の飛躍的な上昇については山田（2017）のとおり。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

(3)　合作社の機能と役割

既に80年代には，合作社の集団農業体制の執行組織としての性格は弱まっていた。そして96年の合作社法改正をもって，その法的根拠は協同組合へと転換された。ただし，「合作社」（ベトナム語ではHop Tac Xa）という名前自体は，協同組合となった後も使用され続けている点に注意が必要である。以下では，現代における合作社の機能や特徴を述べる。

a　行政区画と合作社の管内

ベトナムの行政区画は第２図のとおりである。行政の最小単位である行政村（社）は，いくつかの自然村（トンやラン）からなり，さらに自然村はいくつかの集落（ソム）[注5]で構成される。１つの合作社が管内とする領域は一般的に自然村となっている。

（注５）社会的まとまりとして，日本においてソムに相当する概念を探すのは難しいが，ここでは岡江（2004）などの使用法にならい，ソムを集落に相当するものとした。なお，藤田・柳澤・大野（2014）は，ランは「大字」，ソムは「字」にあたるとしている。

第2図　行政区画と村落の概要

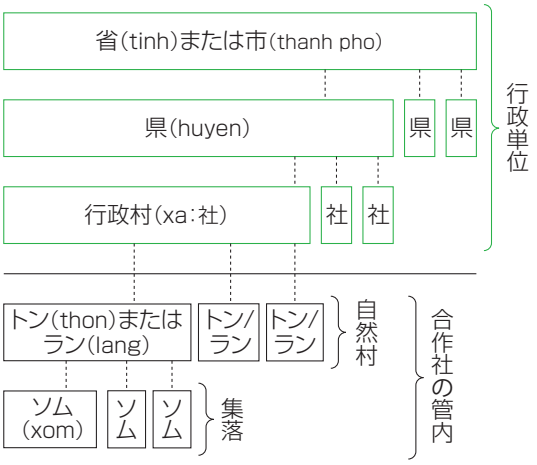

資料　筆者作成

b　組合員（社員）

96年改正の合作社法には，「合作社は共通する需要および利害関係を有する労働者によって自主的に結成される経済組織」である点や，「組合員の加入・脱退の自由」などが明記されている（岡江（2006））。ただし実際には，紅河デルタにおいては管内の大多数の農家が組合員となっており，農村部のほぼ全世帯に合作社の組合員が存在する。

c　サービスの内容

自由化後の合作社の機能は，水利や防除，農業普及，種苗等の生産資材の提供といった農業関連のサービスが中心であるが，ごみ処理事業や水道事業を行っている場合もある。また，行政が農業関連のプロジェクトを進める際，合作社は行政組織のエージェントのような形で機能することがある。こうしたことから，合作社は実質的に，行政組織の延長上の組織だという指摘もある（Pham（2017））。

なお，合作社の機能や活動状況は地域によって大きく異なる。例えばYanagisawa（2000）は，経済事業により得た利益を村の福祉事業に還元するなど，合作社が村落社会経済の中心的役割を果たしている事例を報告している。一方，前述した機能のほとんどが停止し，行政村がこれらを担っている地域もある。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

(4)　零細均等な土地使用権構造

80年代の自由化以降，土地制度も大きく変化してきた。ただし，ここであらかじめ述べておきたいのは，現在においても農家は土地の所有権を持たないことである。土地の所有権は国家にあり，農家には土地の使用権が分配されている。

第３図は11年における土地使用面積別にみた農家数の構成比である。紅河デルタについては，ほぼ全ての農家の使用面積が0.5ha未満に含まれ，土地なしや使用面積が２ha以上の農家はほとんどいない。このような極めて零細均等な使用権構造は，88年の10号決議による農家への分配方式が淵源（えんげん）となっている。紅河デルタの場合は，各世帯の構成員数に応じ，土地使用権が均等に分配された。さらに，世帯間の地力の均等性も重視されたため，極めて零細で，かつ分散した土地片を一世帯が使用することとなった。

第3図　農地使用面積規模別にみた農家数の構成比(2011年)

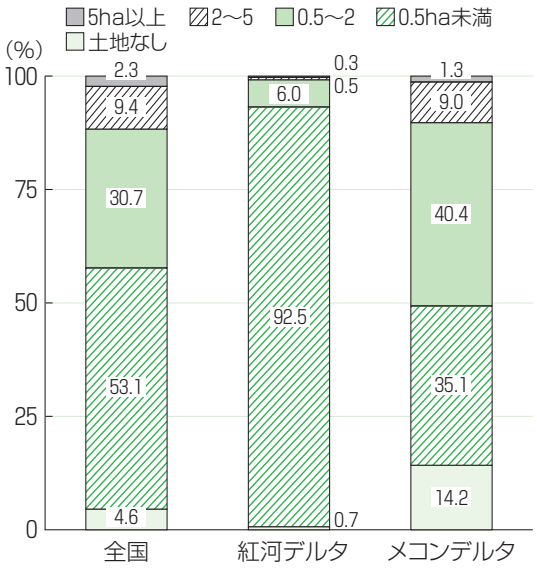

資料　General Statistics Office of Vietnam (2012)

では，土地使用権の流動化は生じなかったのだろうか。政府は90年代以降，定期的な土地法改正を通じ，土地使用権にかかる自由化を段階的に図るとともに，交換分合の実施を推進してきた(注6)。これら一連の政策は，分散錯圃の解消とともに，専業農家への土地の集積を意図するものであった。しかし，交換分合は多くの地域で進んだものの，専業農家への土地の集積は政府の期待どおりに進まなかった。その理由として岡江（2017）は，分配された農地は農家にとって最低限の生活保障となっており，農外就業機会が拡大する近年においても，自給分の水田を手放したくないという意思が働いていることを挙げている。

(注６) 93年改正の土地法により，土地使用権の交換，譲渡，賃貸，相続，抵当する権利が農家に与えられた。土地法の変遷については岡江（2017）が詳しい。

(5)　自給的稲作を基軸とした農家経済

農地資源の零細性は農家経済に強く影響を与えている。ここで詳しくは立ち入らないが，齋藤・三簾・堀内（2012）など多くの論者が，紅河デルタの農家は自給的な稲作を維持しつつ，農外就業や野菜経営，零細な畜産経営を組み合わせることで現金収入を得ていることを指摘している。とりわけハノイ市内の農村部では，大都市への近接性から野菜作が盛んであり，単位面積当たりの野菜経営による所得は，稲作経営の８倍から10倍になるという指摘もある（Pham（2017））。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

ハノイ市の農家にとって，自らが生産する野菜の取引価格は所得水準に直結する。したがって，近年注目を集める安全野菜生産への参入は，農家所得の改善への効果が期待される。

2　安全野菜とは

ベトナムのスーパーマーケット（以下「スーパー」という）などで売られている野菜のパッケージや野菜の陳列棚では，必ずといってよいほど「Rau An Toan」（安全野菜の意）の文字をみかける(注7)。安全野菜という言葉は現在，多くの消費者に浸透しているが，その基準や概念は曖昧さを含む。後述するとおり，基準には地域差があり，また，基準の変更も頻繁に行われている。さらに，何をもって安全野菜と捉えるかも，論者によってやや異なっているように感じられる。以下では，安全野菜の基準や概念について，筆者の理解した範囲で可能な限り整理することを試みる。

（注7） 17年９月に筆者がハノイ市内の複数のスーパーを訪れた際の情報である。

（1）　安全野菜の基準

安全野菜とは基本的に，生産区画の水・農地，化学肥料・農薬使用について政府が定める安全基準を満たし，残留有害化学物質や微生物の含有量が許容基準内である野菜を指す。ただし，具体的な基準は，各省・市の農業局により，農産物ごとに基準が規定されている（JETRO（2015a））。すなわち，同じ品目であっても，安全野菜の基準を満たすかどうかは，地域によってばらつきがある。また，安全野菜の基準に関わる法令変更が頻繁に行われており（JETRO（2015b）），基準自体が不安定であることがうかがえる。

（2）　安全野菜にかかる認証とその取得手続

安全野菜生産への参入を希望する生産者主体(注8)は，植物防疫支局による生産区画の土壌や水質の安全性にかかる基準検査を受ける。これに合格した場合，農業農村開発局から「安全野菜を栽培する条件を満たしている地域」という認証（以下「安全野菜生産認証」という）が発行される（設楽（2012））。また，認証の対象区画で耕作を行う農家は総合的病害虫管理（Integrated Pest Management）の講習（以下「IPM講習」という）を受けることとなっている。高梨子・坂爪（2013）によると，IPM講習には，合作社など団体で申請している場合は構成員の80％，個人の場合は申請者自身が参加する必要がある(注9)。なお，同氏らによると，安全野菜として流通させる場合，農産物の取引の際に認証を提示するのが一般的だが，表示などに規制はない。また，認証の有効期間は３年間である。

安全野菜生産の普及状況としては，JETRO（2015a）によると，14年第１四半期時点でハノイ市の野菜総栽培面積12,000haのうち，4,500haに対し安全野菜生産認証が発行されている。

（注８） 第４節にて述べるとおり，ほとんどの場合，申請主体は合作社である。

（注９） 高梨子・坂爪（2013）は，IPM講習なども

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

完了した後に，安全野菜生産認証が申請者または申請団体の代表者に対して渡されるとしている。こうした認証の発行のタイミングや，より根本的には「何をもって安全野菜の認証と捉えるか」は，論者によってやや異なる。この背景には，安全野菜の基準自体が不安定であることが関係しているとみられる。

(3)　安全野菜に類するその他の認証

安全野菜に類する他の認証として，例えば08年に交付されたベトナム版の適正農業規範であるVietGAPがあり，VietGAP認証を取得した農産物についても慣行的に安全野菜と呼称されることがある。

VietGAPの基準や認証取得の流れについては，JETRO（2015a）が詳細に整理している。要約すると，VietGAPはベトナム農業農村開発省が定める基準であり，その取得には，前述の安全野菜生産の基準に加え，貯蔵施設や収穫物の一時保管施設といった各種施設の整備や，生産活動や栽培記録の監査を行う内部監査員の指定などが必要となる(注10)。また，VietGAPの発行は，政府が認めた第三者機関が行うこととなっている。なお，ハノイ市においてVietGAP基準をクリアした面積は14年の第一四半期時点で，先の安全野菜生産認証を受けた4,500haのうち150haである（JETRO（2015a））。

また，VietGAPのほかにも，慣行的に安全野菜と称される認証がある。詳しくは立ち入らないが，例えば国際協力機構（JICA）のプロジェクトにより推進されているBasic GAPは，VietGAPの指標をクリアすることが多くの生産者にとって困難であることを受け，その指標のうち特に重要なものを抽出したものである(注11)。ほかにも，ベトナムでは萌芽(ほうが)段階であるが，Global GAPや有機野菜の基準を満たす農産物の生産も行われている。

(注10) 内部監査員は合作社のメンバーや外部の技術者が務める（JETRO（2015a））。

(注11)「ベトナム北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」を指す。詳しくはJICAウェブサイトのとおり。
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/041/outline/index.html

(4)　安全野菜の政策的位置づけ

安全野菜生産はもともと，90年代にいくつかの地域で政府によりパイロット的に導入された。当初から現在までその主たる目的は，食品衛生の問題への対応である。ただし，2000年以降は，その政策的位置づけにやや変化がみられる。

90年代以降，ベトナムの農業の発展をけん引してきたのは単収の上昇，すなわち量的拡大であった。一方で2000年以降の農業政策においては，高付加価値化や品質向上，また，それらを通じた国際競争力の強化という点が強調されるようになる(注12)。安全野菜，とりわけVietGAPの推進は，こうした政策方針において重要課題として位置づけられている。

しかし，こうした政府の意図とは裏腹に，安全野菜やVietGAPに対する消費者からの信頼は薄い。次節では，消費者における食の安全へのニーズや食品購入行動についてみていく。

(注12) 2000年以降の農業政策は，端的に言えば「量」から「質」への転換を標榜(ひょうぼう)したものである。詳しくは岡江（2007）のとおり。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

3　消費者の食品購入行動
―安全志向は高まるも認証には懐疑的―

(1)　食における安全志向の高まり

消費者の所得水準の上昇は，食品購入行動に変化をもたらす要因となる。荒神(2012)はベトナムにおける食の高度化について，下記の点を指摘している。

一つ目は，とりわけ07年のWTO加盟以降に，消費者の食品購入における健康・安全志向が高まっている点である。そしてこの傾向は，年齢が若いほど，また所得が高いほど強い。二つ目は，食品購入先の変化である。WTOの公約に基づく小売市場の自由化を受け，09年以降にスーパーが急増し，若年層を主とする都市部の給与所得者のスーパーでの購入が拡大している。

安全野菜は一般的にスーパーや安全野菜専門店で販売される。前述のとおり安全野菜は90年代から存在していたが，10年前後における高所得者層の形成やスーパーの増加のなかで，注目を集めるようになったと考えられる。実際，ベトナム農業研究において安全野菜をテーマとした論文が多く出されるようになるのも10年頃からである。

(2)　所得水準と食品購入の関係

ここでは，所得水準の動向を確認したうえで，高所得者層の食品購入行動についてみていく。

第１表は，ハノイ市居住者の月間世帯所得を示したものであり，所得上位層，特に第５分位（上位20％）における所得水準の高さと伸びが目立っている。14年においては，ハノイ市の第５分位の所得は，全国平均の約４倍となっている。

所得水準と食品購入行動の関係についてはThai, Manh, & Pensupar（2017）が詳しい。同氏らは，VietGAP認証を取得した農産物の購入行動に関し，ハノイ市の消費者を対象としたアンケートを16年に実施した。第２表は，同氏らによるアンケート結果の一部であり，VietGAP認証を取得した野菜を「毎回もしくは頻繁に購入する者」の割合（以下「購入割合」という）を月間世帯所得別に示した。所得水準が高いほど購入割合は高まり，「世帯所得3,000万ドン以上」では45.5％と半数に近い。なお，同アンケートは16年に実施されたものであるため厳密な比較はできないが，第１表の14年における世帯所得と照らし合わせると，VietGAPの主たる購入者は，おおむね第５分位に該

第1表　ハノイ市における月間世帯所得の推移(5分位階級別)

（単位　万ドン）

		04年	06	08	10	12	14
ハノイ市全体		323	410	532	785	1,149	1,645
所得水準	第1分位(下位20%)	105	138	149	211	306	490
	第2分位	217	242	252	402	640	860
	第3分位	284	360	374	588	909	1,174
	第4分位	372	468	595	873	1,269	1,538
	第5分位(上位20%)	644	788	1,199	1,788	2,527	3,940
(参考)全国		211	270	410	540	770	1,005

資料　General Statistics Office of Vietnam (2016)
(注) 1　平均月間世帯所得を上位世帯から下位世帯に5等分し，各分位の値を示した。月間世帯所得の算出方法は，同資料中の月間一人当たり所得に，全体と各分位のそれぞれの平均世帯構成員数を乗じたもの。
2　18年6月時点の為替レートは，1ドン≒0.005円。
3　ハノイ市は08年にハタイ省を合併した。04年，06年のデータはハタイ省を含まない。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

第2表　2016年のハノイ市における月間世帯所得水準別にみたVietGAP取得野菜の購入割合

（単位　%）

		購入割合
全体（n=300）		20.0
世帯所得	1,000万ドン未満（n=50）	6.0
	1,000万～2,000万ドン（n=128）	12.5
	2,000万～3,000万ドン（n=78）	26.9
	3,000万ドン以上（n=44）	45.5

資料　Thai, et al,（2017）を筆者修正
（注）1　Thai, et al,（2017）のTable 3について，全体や各世帯所得における購入割合と非購入割合の和が100%となるように修正した。
2　購入割合とは，VietGAP認証を取得した野菜を毎回もしくは頻繁に購入する者の割合を指す。

当する所得上位者であると考えられる。

（3）　認証に対する消費者の不信感

ここまで述べてきたように，消費者における安全な食へのニーズは高い。また，安全野菜は一般の野菜に比べて高値で販売されることが多い[(注13)]。一方で，冒頭で述べたとおり安全野菜に対する消費者の信頼は薄い。その背景には，安全野菜として販売される野菜においても産地偽装事件や，基準を超える残留物質の検出など，その安全性に関する報道がなされていることが挙げられる。では，消費者は「本当に安全な安全野菜」をどのように選んでいるのだろうか。

JETRO（2012）によるとベトナムの消費者にとって「品質＝生産地＋商標」であり，生産地や商標について安心できる販売店を選ぶ傾向があると指摘している[(注14)]。また，JETRO（2017）は，消費者が小売店で商品を選ぶ際には，広告に力を入れた有名なブランドや家族や友人からの口コミで知ったブランドの商品を選ぶ傾向があるとしている。

こうした消費者の行動から示唆されるのは，安全な食品に対するニーズは高いものの，安全野菜という政府認証への信頼は低いという点である。なお，安全野菜よりも基準の厳しいVietGAPについても，消費者の信頼は薄いという指摘がある（Anh（2017））。消費者は，認証ではなく商標や口コミなどにより「本当に安全な野菜」を選んでいると考えられる。

（注13） 例えば，JETRO（2015a）は安全野菜と一般野菜の価格差を挙げており，安全野菜の方が比較的高値で売られていることを示している。ただし，安全野菜は基本的にスーパーで販売され，一般野菜は市場（いちば）で販売されるといった違いも価格差に影響しているとみられる。

（注14） 筆者が17年７月にベトナムを訪問した際，乗車したタクシーの運転手に対して「消費者はどのようにして安全野菜を選んでいるのか」と尋ねたところ，「どの店で売っているかで判断する」という旨の回答を得た。

4　安全野菜生産の課題と要因

安全野菜に対する消費者からの信頼が得られない背景について，生産・流通過程における課題に着目して考察する。なお，本節では先行研究において指摘されている課題を列挙していくが，全ての産地にこれらの課題が当てはまるわけではないことをあらかじめ断っておく。

（1）　行政主導による安全野菜生産の普及

Pham（2017）によると，13年時点のハノイ市において，安全野菜生産認証またはVietGAP認証を取得している組織は合計149であり[(注15)]，うち128が合作社，16が企業，

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

５が農家の自主的組織である。このように合作社が安全野菜生産の主体となっている背景には，行政と合作社の関係が影響している。

ハノイ市は食品衛生にかかる問題に対応するため，安全野菜生産の拡大を標榜しており[(注16)]，ハノイ市下の県や行政村に対し，その推進を強く呼びかけてきたようである[(注17)]。そして，行政から支援を受けつつ，合作社が主たる申請者となって生産が拡大していった。例えば，行政は合作社に対し，安全野菜の契約栽培を行う際の契約先企業の紹介（設楽（2012））や，VietGAP認証にかかる費用（施設の導入やIPM講習など）の負担（Pham（2017））を行っている。このように安全野菜生産の普及は，合作社を通じて行政的に推進されてきた面が強い。

(注15) 16の企業のうち，７企業はVietGAPを取得している。ただし，Pham（2017）によると，うち５企業は商社であり，実態として生産をほとんど行っていない。

(注16) 09年５月にハノイ市人民委員会は，安全野菜の生産面積を5,000～5,500haに拡大することを目標とした「2009年～2015年の安全野菜生産・流通プロジェクト」を開始した（JETRO(2015a)）。

(注17) 関連する内容として，小林（2018）は「政府がVietGAPを奨励する中で，一定の取得目標件数を掲げると，多少無理をしてもその達成が優先されてしまうため，認証としての信頼性に影響があるともいわれる」と述べている。

(2)　行政組織や合作社の人的資源不足

安全野菜生産の拡大が政策として標榜される一方，実務を担う行政組織や合作社のスタッフの生産基準に対する認識の欠如や，基準遵守に対する意識の低さが，多くの先行研究で指摘されている。

例えば，安全野菜生産認証を受けた生産区画に対する認識の誤りが挙げられる。第２節にて，ハノイ市における安全野菜生産認証を受けた生産区画の面積を記したが，この安全野菜の生産面積は論者によって開きがある。その理由について設楽（2012）は，「安全野菜の認証を受けているのがたとえ畑の一部であっても，社（行政村）でIPMプログラムが実施されると，社全体で安全野菜の生産を行うことになり，認証された面積以上に安全野菜が広がっている（カッコ内は筆者補記）」と指摘している。実際，高梨子・坂爪（2013）が事例として取り上げた合作社では，安全野菜生産認証を受けている土地は当該地域の一部であるものの，その合作社の構成員はIPM講習を受けていることなどを理由に，当該地域で生産された野菜の全てを安全野菜として流通させている。

さらに，安全野菜の生産過程の管理や監視，生産物の残留農薬検査は，合作社や行政組織のスタッフが行うこととなっているものの，これらの取組みも停滞しているケースがみられる。まず，生産過程は個別農家の自主的な管理や農家間での監視に任されていることが多い。また，生産物の検査については，検査機器が整っていないことや，検査員の能力不足といった問題が指摘される（Dinh et al.（2016））。こうした指摘はVietGAPを取得している場合においてもみられる[(注18)]。

ほかにも，安全野菜の産地偽装が問題化している。安全野菜の生産・流通は基本的に，合作社とスーパーもしくは安全野菜専

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

門の小売店との間の契約栽培となっており，合作社は農家から買取りによる集荷を行う。高梨子・坂爪（2013）は，合作社の集荷量が契約先から要望されている量に満たない場合，近隣の安全野菜合作社に所属する農家から不足分を補い，その分についても自身の合作社で生産されたものとして流通させる事例を報告している。安全野菜を流通させる際には産地を明確にする必要があるが，その点に対する合作社スタッフの意識は醸成されていない場合も多いと考えられる。

(注18) 例えば小林（2018）は，Global GAPを取得し，野菜経営に取り組むダラットGAP社の取締役へのインタビュー結果を紹介している。取締役は，VietGAP認証後の検査はあまり実施されず，仮に問題が見つかっても認証が取り消されることもあまりないという点や，検査員自身がVietGAPの全項目を把握できていないという点を指摘している。

(3)　個別農家のモチベーション問題

実際の生産を担う個別農家についても，生産過程における基準の遵守に対する意識の低さがAnh（2017）などで指摘されている。この背景には，個別農家による安全野菜生産への参入が，必ずしも農家独自の意思によるものではないことが影響しているとみられる。例えばPham（2017）は，安全野菜生産に取り組む合作社において，個別農家（組合員）が安全野菜生産に参入する際の基準となるのは「その農家に分配された土地の一部が認証の対象区画に含まれるかどうか」であることを指摘している。そのうえで，安全野菜生産はあくまで行政の施策のもと，合作社の計画として行われていることを述べている。すなわち，個別農家は安全野菜生産をビジネスチャンスと捉えて参入したわけでなく，生産基準の遵守や品質維持に対する農家の動機づけは弱いことが示唆される。

ただし，全ての産地が上記の内容に当てはまらないことにも触れておきたい。設楽（2012）は安全野菜専門の新型合作社(注19)の調査を行い，組合員は合作社に加入することで販売時に認証を使用する資格を得た後は，独自の裁量により生産や販売を行っている点を明らかにしている。しかし，当事例において新設合作社の設立が可能となった背景には，設立者が行政組織との強いコネクションをもっていたことや，同地域にもともとあった合作社の機能が弱体化していたことも影響しているとみられ，やや例外的な要素を含んでいる。(注20)

(注19) 新型（新設）合作社とは，第１節で述べた合作社とは異なり，少数の農家により組織され，提供するサービスを特化した専門農協タイプの合作社であり，数は限定的であるが2000年頃から現れ始めている。詳しくは岡江（2007）のとおり。

(注20) 山田（2014）は，安全野菜生産認証を取得した旧来型の合作社において，安全野菜の生産に対し意識の高い農家が集まり新型合作社の設立を試みた事例を紹介している。同事例では，既に合作社が存在していることを理由に，行政村により新型合作社の設立を却下された。

5　民間企業による農業参入の活発化

ここまでみてきたように，安全野菜の生産は行政主導で拡大してきた面が強い。しかし，実務を担う行政組織や合作社は，安

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

全野菜の品質を維持するための人的資源を備えていないことも多い。こうした事態を受けて政府は，農業の高付加価値化に向け，農業部門における民間企業の連携を強める方針を打ち出している。とりわけ13年に出された企業の農業・農村投資奨励政策は，民間企業自体が農業生産を行うことを奨励しており，政策との因果関係は定かではないものの[(注21)]，大手企業による農業参入は13年以降に活発化している（荒神（2016, 2017））。

安全野菜の分野で特に大々的に報じられたのはVinGroupによる農業参入である。VinGroupは，不動産投資を中心に急成長を遂げた現地巨大資本であり，不動産以外にも小売部門の子会社VinMartの運営など，多様な分野で事業を行っている。VinGroupは15年３月に，子会社VinEcoを設立した。VinEcoはハイテク農場を展開し，VietGAP認証を取得した青果物の生産を行い，生産物をVinMartに供給している。VinGroupは自ら農業分野に参入することで，サプライチェーンの強化を図ったと考えられる。

こうした民間企業による農業生産部門への参入は，行政主導で進められてきた安全野菜の生産をはじめ，農業生産・流通構造に変化をもたらす契機となる可能性がある。ただし，民間企業による農業生産部門への参入は萌芽的段階であり，その事例を扱った研究を筆者はほとんどみていない。民間企業が参入する際の土地の確保のプロセスや，生産者の雇用方法，行政組織や合作社との協力関係など，事例研究を蓄積していく必要があろう。こうした関心のもと，次節では安全野菜生産に参入した民間企業の事例を取り上げる。

(注21) 荒神（2016）は「昨今の大企業による活発な農業参入は必ずしも政府の企業投資奨励によるものではない」とする記事を挙げている。

6　低農薬・有機栽培に参入した民間企業の事例
――（株）Soi Bien Trung Thucの取組み――

民間企業による農業生産への参入の事例として，16年７月に設立された（株）Soi Bien Trung Thucの取組みを取り上げる。なお，下記の内容は，17年11月時点で実施した同社のCEOや，後述の農場マネージャーへのヒアリング内容に基づく。

(1)　農業参入の経緯

（株）Soi Bien Trung ThucのCEOであるNguyen Khanh Trinh氏は，ベトナムの大手広告代理店である（株）CleverAdsのCEOも務めており，若手経営者としても有名な人物である[(注22)]。Trinh氏は，ベトナムの食品衛生に対して強い危機感を持っており，農業経営への参入を構想していた。そこでTrinh氏は，かねてより親交のあった，安全な食品を専門に取り扱う小売店を運営する（株）Soi Bienの経営陣と協議し，同社に“Trang Trai Trung Thuc”（以下「誠実農場」という[(注23)]）というブランドで生産部門を設けることとした。さらにこれを機に，（株）Soi Bienを（株）Soi Bien Trung Thuc（以下「SBTT」という）として再スタートさせ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

るとともに，Trinh氏がSBTTのCEOに着任した。

SBTTの設立時点での小売店舗数は９店舗だったが，以降，急速に拡大し，調査時点では20店舗を運営している。

(注22) Nguyen Khanh Trinh氏は1981年生まれであり，IT分野の若手経営者としてテレビに出演する機会も多い。

(注23) Trang Trailは「農場」を意味し，Trung Thucは「誠実」を意味する。

(2)　農場経営の概要

a　農場の開拓

SBTTはハノイ市内の５か所に誠実農場を展開しており，農場の総面積は約11haとなっている。それぞれの農場の立地は流通コストを抑えるため，SBTTの各店舗まで車で１時間以内にアクセスできる場所となっている。

いずれの農場も，もともとは個別農家が使用していた土地である。市内においては珍しい１haを超える土地を経営する農家を見つけ，その農家と直接交渉し，土地使用権を購入または賃借することにより，農場の土地を確保した。なお，農場開拓の際，行政組織や合作社との接点はなかったとのことである。

誠実農場で生産される主な品目は野菜であるが，養豚，養鶏，採卵鶏，養鳩も行っている。野菜作は，露地栽培に加え，ネットハウス(注24)（写真１）による栽培が行われている。また，基本的には低農薬栽培であるが，一部，有機栽培を含む。

(注24) ネットハウスの効果は，豪雨による被害の緩和や，害虫の侵入の防止である。

写真１　ネットハウスによる野菜栽培

b　農場のスタッフ

各農場には農場マネージャーと会計担当のスタッフが配置されており(注25)，ほかにも野菜専門の農業技師や畜産専門の農業技師が技術指導や生産工程の管理を行っている。農場マネージャーや農業技師は，農業大学の卒業者が中心であり，両職を兼務する者もいる。

生産者についてもスタッフとして雇用されている（以下，生産者を「農家スタッフ」という）。その数は５つの農場を合わせて約35人おり，各農場の農家スタッフは，その農場が立地する村の居住者である。農家スタッフの賃金は固定給であり，一定の基準よりも多く生産した場合にはボーナスが支払われる。農家スタッフの属性については，45～55歳の女性が多い。

農家スタッフの雇用は，農場マネージャーと農業技師が行う。誠実農場で労働需要が発生すると，村内の農家に対し誠実農場による募集の実施を呼びかけ，就職希望者に対して面接を実施する。主な選考基準は，健康，農業の習熟度，時間の管理能力，学習への意欲の４点である。採用された農家スタッフは最初の１週間程度，農場マネー

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

ジャーや農業技師の指導のもと，栽培方法や安全基準について集中的に研修を受ける。

（注25）５農場のうち３農場は近接しており，これら３農場については１人の農場マネージャーが担当している。したがって，農場マネージャー数は正しくは３人である。

c　栽培過程の管理

農場マネージャーもしくは農業技師が，ほぼ毎日農場に駐在し，生産過程の監視や技術指導を行っている。また，農家スタッフによる生産履歴の作成が義務づけられており，施肥方法などを変えた場合には，その理由についても明記し，農場マネージャーや農業技師からの承認を得ることとなっている。

（3）　店舗とインターネットによる販売

SBTTは，生産部門である誠実農場をはじめ，約100先から有機農産物や安全にかかる認証を取得した食品を仕入れている。販売方法には，店舗での販売とネット販売の２パターンがある。

調査時点において，SBTTはハノイ市内に20の店舗を展開しており，１店舗当たりの来客数は，300～500人／日であった。前述のとおり店舗数は急速に増加しており，将来的にはホーチミン市にも店舗を構え，計100店舗とする計画である。

ネット販売は，誠実農場やSBTTのウェブサイトにより行っており，その登録者数は約500人である。ただし，ネット販売の場合，配達方法は店舗からバイクによる戸配であり，輸送コストが高くなるという課題が生じている。したがって，ネット販売についてはこれ以上の拡大は計画しておらず，店舗販売に注力していくとのことである。

SBTTが取り扱う商品は，一般的な食品小売店に比べて高値となっており，ターゲットとしている客層は，所得上位５％以内の高所得者層を設定している。

（4）　消費者からの信頼向上に向けた取組み

SBTTは生産基準にかかる数種類の安全認証を政府から取得しているが，VietGAPについては取得していない。その理由についてTrinh氏は，VietGAPを取得したとしても，消費者からの信頼を得られないためであると述べており，代わりにGlobal GAPなど，より基準の厳しい認証の取得を検討しているとのことであった。

Trinh氏が特に重視しているのは「誠実農場が何をしているのか，正直に消費者に伝えること」である。Trinh氏は自身のSNS，誠実農場やSBTTのウェブサイトに週に数回，誠実農場の様子を写真やコメントを添えてアップロードしている。また，消費者との交流にも取り組んでおり，消費者による農場ツアーなども定期的に開催している。また，こうした交流を目的とした施設が併設された農場もある。

（5）　課題は農場の新規開拓

Trinh氏が経営上の最も大きな課題として挙げているのは，農場の新規開拓の難しさである。SBTTは店舗数の拡大を図って

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

おり，これに伴い，農場の新規開拓の必要が生じている。

第１節でみたとおり，紅河デルタ農家の土地使用面積は極めて零細である。したがって，個々の零細農家と交渉し，使用権を少しずつ集積していくことや，交渉に応じてくれる大規模農家を発見することも現実的に難しい。さらに，近年の農村部の都市化のなかで，地価が高騰していることも，集積を難しくする一つの要因となっている。

こうした状況から，農場の新規開拓に向け，合作社との関係の構築も検討している。

(6) 事例のまとめ

SBTTが農場経営に参入し，店舗数を急速に拡大させている背景には，Trinh氏が大手広告代理店のCEOを務めていることが強く関係していると言えよう。

例えば，Trinh氏は地価の高騰などを背景に農場の新規開拓の難しさを挙げていたが，調査時点で既に５か所の農場を経営していた。既存の農場の開拓が可能であったのは，Trinh氏が大きな財を成していたことが背景にあると考えられる(注26)。また，SBTTが店舗数を拡大してきた点についても，消費者に対するTrinh氏の高い訴求力が影響したとみられる。

なお，政府が民間企業の農業参入を奨励していることについて前述したが，SBTTの場合はTrinh氏の独自の意思により参入しており，参入過程において行政との協力関係はなかったという。ただし，農場の新規開拓という点で，合作社との関係構築も今後必要となる可能性を指摘していた。

(注26) 荒神（2017）にも類似する指摘がある。同氏は「ハイテク農業への投資に踏み出す企業が大企業に偏りがちなのは，土地と資金の確保において，大企業が中小企業に比して有利な状況にあるため」であると考察している。

おわりに

本稿では，食の高度化が進むベトナムにおいて注目を集めている「安全野菜」について，生産・流通の特徴や課題とともに，民間企業の動きをみてきた。本稿のポイントを以下にまとめる。

安全野菜とは一見，生産者にとって経済的誘因の強い財のように感じられる。高所得者層を中心に食品衛生への関心が高まるなか，政府認証を得た農産物の生産への参入は，農家による市場経済への対応行動の一つとして捉えられる。しかし実態として，安全野菜生産は行政主導のもとで普及し，生産を担う個別農家は必ずしも自らの意思で安全野菜経営に参入してきたわけではない。また，政策的に安全野菜の普及が標榜されるものの，その基準は不明瞭であるとともに，行政組織や合作社のスタッフの基準遵守に対する意識は醸成されていないことも多い。こうした課題への対応には，安全野菜の生産・流通にかかる基準の整備とともに，安全野菜に関わる主体の意識改善に向けた施策が求められる。また，合作社とスーパー間の契約栽培による流通以外にも，安全野菜生産に強い関心を寄せる農家が，例えば消費者グループに対して直売を

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

行うといった取組みも，消費者からの安全野菜の信頼回復に向けて有効かもしれない。(注27)

安全野菜をはじめ農産物の品質向上への取組みが停滞するなか，政府は民間企業による農業参入に期待を寄せており，施策との関連は定かでないものの，こうした動きは活発化している。また，本稿では触れなかったが，日本の農業法人による参入の動きもみられる（本誌別稿「わが国農業経営体のベトナムでの農業生産」〔長谷川〕）。ただし，特に紅河デルタにおいては農家の土地使用権構造の零細均等性や地価の高騰から，民間企業による農業生産への参入は容易ではない。民間企業の取組みをサプライチェーンの改善につなげていくには，民間企業と行政組織，合作社が，どのように協力関係を構築していくかが重要な論点となろう。

最後に今後の課題を述べる。紅河デルタ農村の特徴として，社会的凝集力の高さや村落自治の伝統が，多くの研究で指摘される。(注28)こうした地域において，民間企業の農業参入は農村社会からどのように受け入れられ，また，農村社会に対してどのような影響を持つのかという点についても研究課題となり得るだろう。

(注27) これに類する取組みとして，安全野菜食品取引所が挙げられる。詳しくは高梨子（2015）のとおり。

(注28) 例えばEmbree（1950）はタイにおける緩やかな社会関係，すなわち「ルースな構造」と比較して，トンキンデルタ（紅河デルタ）の社会は「タイトな構造」と指摘する。紅河デルタ農村の村落自治や共同性に関する村落史研究は多く，代表的なものとして桜井（1987）が挙げられる。

＜参考文献＞

- 岡江恭史（2004）「ベトナム農村金融における集落の役割」『農林水産政策研究』第6号，23～49頁
- 岡江恭史（2006）「ベトナム農民組織の新潮流──首都近郊農村における畜産合作社の事例より──」『2005年度日本農業経済学会論文集』3月，536～543頁
- 岡江恭史（2007）「WTO加入へと至るベトナム農政の展開と農林水産業の概況」農林水産政策研究所編『FTA・WTO体制下のアジアの農業，食品産業と貿易』農林水産政策研究所，143～185頁
- 岡江恭史（2017）「ベトナムの農地政策」『農林水産政策研究所レビュー』No.78，6～7頁
- 荒神衣美（2012）「ベトナム都市部における食品消費の変化と『中間層』」『アジ研ワールド・トレンド』第204巻，10～11頁
- 荒神衣美（2016）「ベトナム農業経営の新動向」，清水達也編『途上国農業の新たな担い手』基礎理論研究会成果報告書，アジア経済研究所，17～28頁
- 荒神衣美（2017）「ベトナムにおける農業経営──外部環境変化との接点──」，清水達也編『途上国における農業経営の変革』調査研究報告書，アジア経済研究所，69～79頁
- 小林亜紀（2018）「GAP認証取得で農作物の生産・輸出を後押し（ベトナム）──ベトナム企業で初めてグローバルギャップを取得──」『Food & Agriculture』3190号
- 齋藤修平・三簾久夫・堀内久太郎（2012）「ベトナム紅河デルタ地域における兼業農家──Ha Noi中央直轄市Soc Son県Bac Son行政村を事例として──」『農村研究』第114号，46～54頁
- 桜井由躬雄（1987）『ベトナム村落の形成──村落共有田＝コンディエン制の史的展開』創文社
- 桜井由躬雄（1989）「陳朝期紅河デルタ開拓試論1：西氾濫原の開拓」『東南アジア研究』第27巻第3号，275～300頁
- 設楽澄子（2012）「ベトナムにおける農村の市場経済化と合作社：農産物の生産・流通における個人的ネットワークの役割」（学位論文〔社会学博士〕）一橋大学
- 高梨子文恵・坂爪浩史（2013）「北部ベトナムにおける安全野菜流通と農協の役割」『食農資源経済論集』第64巻第1号，119～128頁
- 高梨子文恵（2015）「ハノイ市における『安全野菜』の新しい流通形態」『アジ研ワールド・トレンド』第233巻，18～21頁
- 原洋之介（2015）「石川開発経済学から何を引き継ぐべきか──ベトナム農業・農村研究の展望を踏まえて──」『アジア経済』第56巻第3号，77～92頁
- 藤田幸一・柳澤雅之・大野昭彦（2014）「市場経済移行下ヴェトナム紅河デルタの行政と農村社会──2011～12年現地調査に基づく試論」『青山国際政経論

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

集』第92巻，53～95頁
・山田祐樹久（2014）「ベトナム紅河デルタ農家の市場化対応と合作社の構造変化──安全野菜生産村を事例に──」アジア政経学会西日本大会報告論文
・山田祐樹久（2017）「ベトナムのフードバリューチェーンの動向──模索される食の高度化への対応──」『農中総研 調査と情報』web誌，11月号，14～15頁
・JETRO（2012）「ベトナム日本食品消費動向調査」
・JETRO（2015a）「ベトナムにおける高付加価値野菜の栽培・流通関連制度調査」
・JETRO（2015b）「普及に向けた体制づくりが重要──高付加価値野菜の基準・認証制度とその課題──」https://www.jetro.go.jp/biznews/2015/04/553f39fc84530.html
・JETRO（2017）「日本食品消費動向調査 ベトナム」
・Anh, D.T. (2017), "A Vietnamese Agricultural Cooperative's Involvement in the Food Safety Value Chain: Perspective and Policy", *FFTC Agricultural Policy Platform*.
・Dinh, V.T., Q. H. Truong, & J. Zhang (2016), "Status and Solutions on Safe Vegetable Production Development in Hanoi, Vietnam", *The International Journal of Engineering And Science*, 5(9), pp.33-39.
・Embree, J. F. (1950), "Thailand: A Loosely Structured Social System", *American Anthropologist*, 52(2), pp.181-193.
・General Statistics Office of Vietnam (2012), *Results of the 2011 Rural, Agricultural and Fishery Census*, Hanoi: Statistical Publishing House.
・General Statistics Office of Vietnam (2016), *Result of the VietNam Household Living Standards Survey 2014*, Hanoi: Statistical Publishing House.
・Pham, H. V. (2017), "Standard Application in Vegetable Production in Vietnam: Between Path Dependence and Economic Incentives. The Case of Hanoi's City", *11eme Journées de recherches en sciences sociales*.
・Thai, N.T., H.T. Manh, & K. Pensupar (2017), "Consumers' Preferences and Willingness to Pay for Viet GAP Vegetable in Hanoi, Vietnam", *International Journal of Economic Research*, 14(16), pp.401-419.
・Yanagisawa, M. (2000), "Fund-Raising Activities of a Cooperative in the Red River Delta: A case Study of the Coc Thanh Cooperative in Nam Dinh Province, Vietnam", *Japanese Journal of Southeast Asian Studies*, 38(2), pp.123-141.

（やまだ　ゆきひさ）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp